

富士が丘防災部会規約

(会の名称及び組織)

第1条 本会の名称は、富士が丘防災部会（以下本会という）とし、富士が丘連合自治会
会長会（以下会長会という）の下部組織とする。

(目的)

第2条 本会は、防災活動の実践主体として地域の安全確保のため、地域安全活動を推進し、
安全で安心して暮らせる住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、第5条に定める事務局長自宅に設置する。

(事業)

第4条 第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 行政機関並びに関係機関との連絡調整
- (2) 防災・減災に関する啓発・予防事業
- (3) 各自主防災組織との連携及び指導・助言
- (4) その他目的達成に必要と認める事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、その任務は次の通りとする。

- | | | |
|---------|-----|--|
| (1) 会 長 | 1名 | 会を統括し本会を代表する。
また、本会を代表してF T連合防災部会に参加する。 |
| 副会長 | 1名 | 会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
また、書記役を兼任する。 |
| 会計 | 1名 | 本会の会計業務を担う。 |
| 監査役 | 1名 | 本会の会計を監査する。 |
| 書記 | 1名 | 理事会及び総会の議事録を作成する。 |
| 理 事 | 別表1 | 本会の事業を推進するために必要な事項の審議に参画する。 |
| 顧 問 | 1名 | 本会運営などを指導・助言する。 |
| 事務局 | 若干名 | 代表者を事務局長とし、本会の運営上の事務を統括し運営
の調整を行い、議事録をとりまとめる。 |

(役員を選出と任期)

第6条 本会の役員を選出は、次の通りとする。

- (1) 会長は、会長会の防災担当をもってあてる。
- (2) 副会長は、前年度会長の所属地区理事が務める。
- (3) 顧問は、前年度会長が務める。
- (4) 会計は、会長の所属地区理事が務める。
- (5) 監査役は、前年度会長の所属地区の前年度理事が務める。
- (6) 書記は、前年度会長の所属地区理事が務める。
- (7) 事務局及び事務局長は、会長が推薦し会長会の承認を得るものとする。

(8) 理事は、別表1の団体の代表者及び会長が推薦し会長会の承認により決定された者とする。

(9) 本会の役員任期は、4月1日から翌年3月31日とする。

(防災協力員の選出・任務・任期・登録簿)

第7条 役員とは別に災害時や訓練時に支援する協力員を置く。

(1) 防災協力員は、防災部会のOB/OGや地域の有志で構成する。

(2) 防災協力員の選出は、広く人材を確保するために自薦他薦を問わない。但し、他薦の場合は本人の同意を得ることとする。

また、任期は特に定めず、退出も自由とする。

(3) 防災協力員は、地区の防災に関する情報を共有し、広く助言・指導を行う。

(4) 防災協力員は、本会への出席義務はないが、何時でも本会に出席できる。

(5) 事務局は、防災協力員を登録簿で管理する。管理項目は、氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス・生年・特技などの特記事項・登録日とする。

(会議)

第8条 本会で開催される会議は、次の通りとする。

(1) 執行部会は、会長、副会長、会計、事務局で構成し、本会の事業を推進するための重要事項について審議する。

(2) 理事会は、第5条(1)の役員で構成し、原則月1回開催する。

(3) 会議は、会長が招集し議長には会長があたる。

(4) 議案は、出席者の過半数をもって議決するものとし、賛否同数の場合は議長が決するところによる。

(5) 議事録は、書記が作成し、事務局長がとりまとめ、会長の承認で確定する。

(承認事項)

第9条 本会で行う次の事項については会長会の承認を要する。

(1) 予算、決算及び事業計画、事業報告

(2) 役員の選任

(3) 会則の改廃

(4) その他必要な事項

(総会)

第10条 総会は、毎年1回、4月もしくは5月に開催する。

(1) 総会は、新旧の役員二分の一以上の出席で成立する。

(2) 総会の議長は、前年度会長会会長をもってあてる。

(3) 総会の議案は、前年度の事業報告・会計報告・監査報告、新年度の事業計画・会計予算、規約の改正などとする。

(4) 総会の議案は、出席者の過半数をもって議決するものとし、賛否同数の場合は議長が決するところによる。なお、不測の事態により総会が開催できない場合は、新年度会長会の承認により決裁する。

(5) 総会の議事録は、前年度の書記が作成し、事務局長がとりまとめ、前年度会長と新年度会長の承認で確定する。

(会計)

第11条 本会の経費は、自治会からの負担金および補助金などをもってあてる。
会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。ただし4月末日まで出納整理期間を設けることができる。

(会計監査)

第12条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。但し、必要のある場合は臨時に行うことができる。監査役は、会計監査の結果を総会に報告せねばならない。

付則

- (1) この規約は、平成28年4月1日より発効する。
- (2) 平成28年4月1日をもって(旧)富士小校区防災部会は富士が丘防災部会へと移行する。
- (3) (旧)富士小校区防災部会の資金・資産等は、すべて富士が丘防災部会が継承する。
- (4) 令和2年6月7日 一部改正(顧問、監査役、防災協力員、会計監査および総会を定義)
- (5) 令和6年5月12日 一部改正(会計と監査の選出を変更、書記を定義)

別表 1

団体名
富士が丘 1 丁目自治会
富士が丘 2 丁目自治会
富士が丘 3 丁目自治会
富士が丘 4 丁目自治会
富士が丘 5 丁目自治会
富士が丘 6 丁目自治会
池尻区
上深田区
富士小学校
富士小学校 P T A
富士中学校
富士が丘民生委員・児童委員
ふれあい活動推進協議会
老人クラブ・ツツジ会